

令和3年度

重要事項説明書

令和3年度 明照保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 明照福祉会
事業者の所在地	横手市前郷一番町4番4号
事業者の電話番号・FAX	TEL0182-32-7388 Fax0182-32-8190
代表者氏名	理事長 津村 信徳
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 ・明照保育園の設置経営 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業(学童保育)

2 施設の概要

種別	保育所		
名称	明照保育園		
所在地	秋田県横手市前郷一番町4番4号		
電話番号・FAX	TEL0182-32-7388 Fax0182-32-8190		
施設長氏名	津村 侑弥		
事業開始年月日	昭和31年9月1日		
対象児童	児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
利用定員(認定別)	3号認定		2号認定
	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
	17人	36人	67人
特別保育事業	一時預かり 延長保育 障がい児保育 病児保育(体調不良時対応型)		
自己評価・第三者評価の概要	保育士自己評価を年2回実施し、施設長との面談を実施しています。また、保護者評価を参照し、クラス別・担当別の課題を話し合い、翌年度の保育課程の編成に活かしています。第三者評価は実施していませんが、教育専門機関に助言指導をいただき教育相談を実施し、日常保育に活かしています。		
職員への研修の実施状況	年度当初に、職員職位、職務内容に応じた研修計画を作成し、全ての職員が研修を受けられるよう配慮しています。		
法人番号	64100-05-004932		

3 施設・設備の概要

敷地面積		1, 799, 720㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 陸屋根平屋建	
	延床面積	1071.67㎡	
施設設備の数と面積	乳児室	2室	47.40㎡
	ほふく室	1室	50.05㎡
	保育室	5室	256.35㎡
	遊戯室	1室	160.00㎡
	調理室	1室	46.54㎡
	調乳室	1室	5.85㎡
	便所	幼児用19個含む	43.40㎡
	医務室	1室	21.15㎡
	事務室	1室	54.61㎡
	休憩室	1室	17.37㎡
	その他(倉庫・廊下含む)		368.95㎡
設備の種類		冷暖房(床暖) ジェットタオル(感染症対策のため使用中 中止) 換気空気清浄機ロスナイ 自動手指消毒液噴霧器 非接触型体温検知器 各設備完備	
屋外遊戯場(園庭)		屋外遊戯場(園庭) 519,360㎡ (その他代替場所 花瑞木公園・九品寺境内)	

4 施設の目的、運営方針

目的	多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とし、定款に定めた社会福祉事業を行う。
保育理念	～次世代の担い手となるために～ 子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域に愛される保育園をめざす。
保育方針	家庭と連携を密にし、個人をよく把握し、それぞれの発達にみあった保育の目標を達成する。
保育目標	「あかるく・ただしく・なかよく」 ・健康で生き生きしている子ども ・きまりや約束を守る子ども ・友達と仲良く遊ぶ子ども ・意欲をもって頑張れる子ども
特色	マーチング活動 (園内行事や年長児合同発表会、地域行事へ参加し披露しています。) ・マーチングを通して集中力・忍耐力・協調性を身に付けながら達成感を味わうとともに、健康な身体の基本づくりをします。 ・乳児期からマーチング活動を見聞きする環境の中で、模倣遊びなどの表現を通じ感性を育てています。

5 職員体制

園 長	1名（常勤）	副 園 長	1名（常勤）
主 任 保 育 士	1名（常勤）	副 主 任 保 育 士	2名（常勤）
保 育 士	13名（常勤9名 非常勤4名）		
事 務 員	1名（常勤）	看 護 師	1名（常勤）
栄 養 士	1名（常勤）	調 理 師	3名（常勤2名 非常勤1名）
保 育 サ ポ ー ト	3名（非常勤）	調 理 サ ポ ー ト	2名（非常勤）
保 育 サ ポ ー ト （ 清 掃 ）	1名（非常勤）		

法令の最低基準以上の職員体制を常に整えてまいります。

6 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日の平日	休 所 日	日曜日・祝日
-------	-------------	-------	--------

日祝日を除いた年末年始期間については、止むを得ない事情により保育を必要とする場合は保育を提供いたします。また、親子参加行事の午後・お盆・卒園式・新入児説明会・新年度準備・職員研修等は、職員配置や給食準備の都合上、希望保育を実施させていただきます。事前にお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。

年間行事の詳細は、別紙「年間行事予定表」をご参照ください。

7 保育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 から 土 曜 日	午前7時00分から午後7時00分まで
----------------	--------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延 長 保 育 時 間	夕：午後6時00分から午後7時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時00分から午後4時00分まで
延 長 保 育 時 間	朝：午前7時00分から午前8時00分まで 夕：午後4時00分から午後6時00分まで (必要な場合は午後6時から7時までも利用可能です。)

8 利用料金

<p>保育料（利用者負担）</p>	<p>保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民非課税世帯を対象に無償</p>
<p>支払いを求める理由</p>	<p>保育に係る費用の一部を保護者の方にも負担していただくため。なお、上記規則は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案した額を定めています。</p>
<p>延長保育料 （保育短時間認定）</p>	<p>短時間保育認定区分に該当する方で、上記延長保育時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、横手市にお支払いいただく通常の保育料の他に、1時間当たり100円の利用者負担が必要となります。</p>
<p>支払いを求める理由</p>	<p>延長して利用する時間帯に、人件費、光熱水費等の費用がかかるため。</p>
<p>副食費 （給食おかず・おやつ等を含む）</p>	<p>【当園の副食費設定金額】月額：4,500円 ※3～5歳児は保護者負担なし。 ※0～2歳児は保育料に含まれています。</p> <p>令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化制度」が開始し、3歳児から5歳児のすべての子どもの保育料が無償になりました。しかし、副食費については、無償化の対象外となっています。基本的に各保育園で金額設定し、保護者様が保育園に納める形となりますが、横手市では、県の助成に加え独自の助成を実施し、無料（月額上限4,500円）としています。</p> <p>国のルール上、各法人では副食費の金額を設定する必要があり、当園の給食全般に係る経費（材料費等）や国から示された基準額を基に検討した結果、以上のように設定しております。</p> <p>無償化に伴う副食費について、ご不明な点がある場合は横手市子育て支援課までご連絡ください。横手市街からの広域入所の方は、各市町村の対応に準ずる形になります。ご不明の場合は担当市町村にお問い合わせください。</p>
<p>実費徴収分</p>	<p>園生活使用経費 通園カバン 3,200円（2～5歳児） 園服 5,450円（3～5歳児） 園帽子 3,200円（3～5歳児） 体育着 上3,000円 下1,700円（4～5歳児）</p> <p>園外保育 下記都度バス代200円（5歳児） ※目的地（距離）により変動します （ぶどう狩り・おわかれ遠足など）</p> <p>卒園に掛かる経費（5歳児） 下半期分割にて集金 アルバム代 10,000円程度（希望者） 卒園記念品代 例年3,000円程度</p>

延長保育料について

※当園では以前から午後6時より1時間の延長保育補助事業を受け、利用者負担をいただかずに延長保育を行っており、今後も標準時間の園児が利用する場合も利用料をいただきません。その考えからこの時間の保育短時間園児の利用についても、利用料をいただきません。

※ただし、今後制度への対応や横手市内の各園との均衡を図るため、変更となる場合があります。その際は、あらためて説明をさせていただきます。

9 支払方法

お知らせする期日まで、その都度、直接集金させていただきます。

10 毎日の保育の流れ

時間	3歳未満児	3歳以上児
7:00	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ほふく室・クラス内での自由遊び	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ホール・クラス内での自由遊び
8:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園 クラス内での自由遊び	保育短時間（8時間）開始 順次登園 クラス内での自由遊び
9:00	片付け 朝の会（出欠・歌・体操） おやつ	片付け 朝の会（出欠・歌・体操） おやつ
10:00	日案に基づいた保育 遊び（室内外）・散歩	日案に基づいた保育 遊び（室内外）・散歩・制作活動
10:50	排泄・手洗い 昼食準備 (年齢によって前後します)	
11:00	昼食	昼食準備 (年齢によって前後します)
12:00	歯みがき 排泄 手洗い 絵本の読み聞かせを聞く 午睡準備 (年齢によって前後します)	昼食
12:30	午睡	歯みがき 排泄 手洗い 絵本の読み聞かせを聞く 午睡準備 (年齢によって前後します)
13:00		午睡
14:30	目覚め 排泄 手洗い	
15:00	おやつ	目覚め おやつ
15:30	絵本・紙芝居 クラス内での自由遊び 順次降園	絵本・紙芝居 ホール・クラス内での自由遊び 順次降園
16:00	保育短時間終了	保育時間短時間終了
18:00	保育標準時間終了 延長保育開始	保育時間標準終了 延長保育開始
19:00	閉園	閉園

屋外遊戯場以外に、近隣にある花瑞木公園、九品寺境内などにお散歩に行きます。

1 1 保育計画

クラス	保 育 目 標
0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の子どもと愛情豊かに応答的に関わり、生理的欲求を満たすことで生命の保持と情緒の安定を図る。 ・ 一人一人の子どもの生活リズムが安定し衛生的で安全な環境の下、心地よく過ごせるようにする。 ・ 保育士との関りの中で、感情や喃語に応答的に応えたり、語りかけたりすることで、発語の意欲を高めていく。 ・ 一人一人の発達に応じて、離乳や歩行の完成に向けて、健やかな成長を促す。
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心できる保育士との関係を築きながら、安全な環境の下で、自分でしようとする気持ちを大切に育てる。 ・ 色々な遊びを通して、保育士や友だちと関わることを喜ぶ。 ・ 身近な環境に親しみ、十分に見る、聞く、触れるなどの経験をし、人や周りの物への関心を持つ。 ・ 保育士の語りかけや色々な経験を通して言葉を覚え、自分の気持ちや欲求を指差しや身ぶり、簡単な言葉で伝える。 ・ 遊びを通して歩行の完成を図り、興味や関心を持って探索活動をし、全身を動かして丈夫な体を作る。
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士との信頼関係のもとで、生理的な欲求を満たし、安心して自分の気持ちを表し生活する。 ・ 生活に必要な簡単な身の回りのことを自分でしようとする。 ・ 自分の好きな遊びを十分に楽しみのびのびと体を動かしたり、表現したりする楽しさを味わう。 ・ 様々な経験を通して、自分の思いや要求を言葉で表したり、保育士や友だちとの言葉のやりとりを楽しんだりする。 ・ 自然物や身近なものに興味、関心を持ち、見たり触れたりする。
3 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康的で安全な環境を作り、保育士との信頼関係の中で、健康で安定した生活ができるようにする。 ・ 保育士に親しみをもち、好きな遊びを十分に楽しみながら、保育士や友だちとの関わりを楽しむ。 ・ 自分の要求や感じたことなどを言葉で伝えたり、自由に表現したりする。 ・ 生活に必要な基本的な生活習慣が身につき自分でしようとする。
4 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健的で安全な環境の下、一人一人の欲求をしっかりと受け止め、個々の情緒が安定し快適な生活を送る。 ・ 様々な活動を経験しながら、基本的な生活習慣が身につき意欲的に生活する。 ・ 友だちとの関わりの中で、少しずつ相手の気持ちを理解できるようになり、みんなで一緒に活動を楽しむ。
5 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康的で安全な環境の下、一人一人の欲求をしっかりと受け止め、個々の情緒が安定し快適な生活ができる。 ・ 友だちとの関わりを深め、集団の中で年長児としての自覚を持ち、年下の子に対し、優しさや思いやりの心が育つ。 ・ 身近な社会や自然事象に興味・関心を持ち自ら工夫し、保育士や友だちと一緒に意欲的・創造的な遊びや行動に取り組む。 ・ ひとつの目標に向かい、力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わうことに喜びを持つ。

1 2 クラス編成

年 齢	ク ラ ス 名	年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	ひ よ こ	3 歳 児	も も
1 歳 児	り す	4 歳 児	ひ ま わ り
2 歳 児	う さ ぎ	5 歳 児	さ く ら

1 3 給食等について

給 食 の 方 針	<p>「楽しく食事をする」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おなかがすくリズムをもてる子ども ・食べ物を話題にする子ども ・食べたいものが・好きなものが増える子ども ・食事づくり、準備に関われる子ども ・一緒に食べたい人がいる子ども
昼 食 ・ お や つ	<p>保護者の方へは、月初めに給食だよりを発行し献立をお知らせします。3歳未満児は完全給食、3歳以上児は主食（ごはん）持参いただく副食給食です。水曜日と誕生会は麺類かパン給食ですので、主食（ごはん）はいりません。</p> <p>毎月第3木曜日はおにぎりデーです。おうちから手作りおにぎりを持って来て下さい。（1歳児りす組からです。）</p> <p>毎月の誕生会は手作りケーキのおやつになります。</p>
離 乳 食 に つ い て	月齢に合わせ、初期・中期・後期・完了期に分け提供しています。
ア レ ル ギ ー の 対 応	アレルギーによる除去食に対応いたします。除去食が必要な場合は、「主治医の指示書」・「保育所におけるアレルギー疾患生活管理表」をご提出ください。調理職員（栄養士・調理師）を交え相談させていただきます。
特 別 食 の 対 応	体調不良や回復期での食事面においてご心配がありましたら特別食を用意しますのでご相談ください。
衛 生 管 理 等	調理職員及び調乳する保育士は、毎月検便を行っています。

1 4 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

・住所確認、保護者の緊急連絡先、児童の健康や体調確認するため、児童票（第1表・第2表・第5表）と予防接種歴・罹患歴調査票を提出いただきます。その他、園からのお知らせについても面談時に説明をさせていただきます。

(2) 毎日持参いただくもの

・着替え 食事用エプロン おてふき コップ等 年齢に応じて持参する物が違います。詳しくは別紙参照（「入園のしおり」）ください。

(3) 服装について

- ・ 体温調節のため、存分に活動でき着脱しやすい服装（サイズのあった服）
- ・ ひもやフードなどがあり引っかかりやすく、危険と思われる服装は控えるようにしてください。

1.5 登園・降園について

- ・ 長時間の駐車はご注意ください。（駐車場・路上駐車・車上狙い防止のため必ず施錠）
- ・ 子どもの飛び出し、駐車場での車の移動等での交通事故を未然に防ぐため車を降りたら、玄関を出たら、親子で手をつなぎ登降園をして下さい。（冬場は転倒防止につながります）
- ・ 園内に立ち入る際には、マスクの着用・手指消毒・検温・手荷物、衣服等への消毒液（キエルキン）の散布にご協力ください。
- ・ 登降園の際に玄関タッチパネルの操作をお願いします。
- ・ 玄関オートロック、タッチパネルの操作は、必ず保護者の方が行ってください。
- ・ 遊具で遊ばないようお願いします。

1.6 保育園と保護者との連携について

3歳未満児組のお子さんについては、保育園での状況や家庭での状況を相互に連絡し合うために電子連絡帳（以降、連絡帳）の活用や、送迎時に保護者の方と直接話す場を設けています。連絡帳には園での生活の様子を項目ごとに入力しています。日々のお仕事や育児で大変かと思いますが、家庭での様子もお知らせいただくと保育に活かすことができるので助かります。

3歳以上児組のお子さんについては連絡のある際は、連絡帳の活用や送迎時にお話をしています。ご相談のある方は遠慮なくお申し出ください。

- ・ 欠席の場合は、必ず電話連絡をください。（電話に出た職員に用件をお話ください）
➡現在、電子連絡帳（アプリ）を令和3年4月からの運用に向け準備を進めております。欠席連絡機能のついたものを導入予定ですので、運用開始後は、電子連絡帳で欠席連絡をお願いします。
- ・ 降園の時間、お迎えの人に変更がある場合は、事前にお知らせください。
- ・ 園からの連絡は、連絡帳や印刷物、ホームページ、また必要に応じては一斉メールなどでお知らせしますので、ご確認ください。
- ・ 毎月「園だより（ふれあい）」「クラスだより」「給食献立表」「ほけんだより」を発行します。月の行事や共通連絡事項をお知らせしますので必ずご一読ください。
- ・ 住所や職場の変更があった場合はお知らせください。
- ・ 緊急の連絡を必要とする事態が起きる場合を考え、連絡先はいつも明らかにしておいてください。
- ・ 児童調査書は、保育の参考にさせていただく資料ですので、詳しくご記入ください。

1.7 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

園児内科健診 全園児 2回	歯科検診 1歳以上児 1回
健康診断の結果は、児童票（日々の成長記録）に記録するとともに連絡帳等でお伝えします。	

(2) 身体測定

毎月1回身長・体重の測定を行います。
測定結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。 ※その他、乳幼児の日頃の様子でご心配なことがありましたら保育所にご相談ください。

(3) 病気のときの対応

毎朝の体温等の確認	・登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
園での体調不良について	・熱が37.5度以上（平熱により個人差あり）ある場合は、登園を控え、療養や医師の診察を受けるようお願いいたします。
病児保育事業（体調不良児対応型）について	・保育中に体調不良（発熱・下痢・腹痛・頭痛・発疹等）となった場合、保護者に連絡させていただきます。お迎えまでの間、たんぽぽルームの様子をみながら保育をします。
感染症について	・感染症に罹患した場合、登園許可となる目安や記入し届出いただく書類が「医師の意見書」と「保護者の登園届」の2種類あります。詳しくは、別紙のお知らせを参照ください。 ・園で発生した場合、日々の状況を玄関風除室「感染症情報掲示板」にてお知らせします。また、園だよりや緊急を要する場合は、一斉メールを使用しお知らせします。
お薬について	・薬を保育園で与薬する場合、「与薬依頼書」・「与薬依頼袋」に記入（1回分のみ）をお願いいたします。尚、与薬依頼期間が過ぎた薬は与薬できませんのでご了承ください。

1.8 緊急時における対応

<ul style="list-style-type: none">・保育中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡し、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の必要な措置を講じます。・保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。 また、保護者の皆様に緊急にお知らせをする必要が生じた場合は、電子連絡帳アプリを使用し一斉連絡します。
--

以下、嘱託医（小児科・歯科医）、近隣の緊急連絡先

嘱託医	氏名 市立横手病院 院長 丹羽 誠 所在地 横手市根岸町 5 番 31 号 電話 0182-32-5001
嘱託医	氏名 田島歯科医院 院長 田島 道行 所在地 横手市平和町 2-1 電話 0182-32-8100
警察署	横手警察署 横手市安田字越廻 71 番地 電話 0182-32-2250 横手駅前交番 横手市駅前町 5-10 電話 0182-32-4027
消防署	横手消防署（本部消防署） 所在地 横手市条里一丁目 1 番 1 号 電話 0182-33-1300
ユーアイ 警備保障	機械警備によるセキュリティをしています。（緊急時や火災発生等） 所在地 横手市安田字向田 229（横手待機所）電話 0182-33-5148

1 9 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

広域避難場所	県立衛生看護学院	花瑞木公園
その他	九品寺	

2 0 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	津村 侑弥
消防計画届出年月日	消防署 平成 2 4 年 9 月 6 日
避難訓練	地震・火災を想定した避難訓練を月 1 回 実施 不審者対応訓練 年 3 回実施
防災設備	消火器 10 本・誘導灯・防火戸 2 か所 自動火災報知設備・漏電火災警報器

2 1 賠償責任保険の加入状況 以下の保険に加入しています。

保険の種類	全私保連制度「東京海上火災園児障害保険」 通常保育・特別保育事業補償コース	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度
保険の内容	保育所の管理下でケガをした場合、園側の賠償責任有無に関わらず補償します。	負傷の場合、保育所の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のものが給付の対象です。その他、疾病、障害、死亡の場合についても給付があります。
保険金額 (補償限度額)	入院 1,800 円 通院 1,200 円 死亡後遺障害 122.1 万円	負傷、疾病等の場合、医療保険並みの療養に要する費用の 1/10 等

※その他 保護者任意加入 AIU 保険会社「キッズガード」

2.2 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏 名 本堂 ルリ子 電話 0182-32-7388 (保育園)	
相談・苦情解決責任者	氏 名 津村 侑弥 電話 0182-32-7388 (保育園)	
第 三 者 委 員	鶴田 徹二	電話番号 0182-32-2124
		役職・肩書等 法人監事
	尾張 淑子	電話番号 0182-32-3250
		役職・肩書等 (有)尾張屋旅館 代表取締役

受付方法： 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

詳しくは別紙「よりよい保育園運営のための取り組み 申出窓口設置について」を参照ください。

※後日、配布します。

2.3 地域の育児支援について

・一時預かりの実施 ・学童保育の実施 ・園見学や育児相談を随時受け付けています。

2.4 保護者会について

平成23年度に役員負担等の理由から休会となっておりますが、平成30年度より再発足し活動しております。詳細は、別紙「保護者会 規約」をご参照ください。

2.5 一時預かりについて

当園に入園されている以外のお子さんで、保護者の急用や就労等の事情により、一時的（週1日～3日「月14日以内」）程度にお預かりする保育事業です。

基本保育時間・・・8：00～17：00

・保育時間以外の利用の場合（早朝7：00～8：00 延長17：00～19：00）は1時間につき300円の追加料金をいただきます。

一時預かり延長料の軽減について

・ご利用者の中で、就労等の都合上により常態的に基本保育時間を超え、月4日以上ご利用される場合は、4日目からの月延長利用分を半額として、月の保育料に加算し請求させていただきます。

（例：5日利用 延長1時間

通常延長料300円／1時間 3日間＝900円

4・5日分 2時間 半額適用 ~~600円~~→300円 当月合計延長料 1,200円)

保育料（給食費200円を含む料金ですので、給食を食べない場合は差し引きます。）

年 齢	保 育 料	半 日 (4時間以内)
0 歳 児	2,000 円	1,500 円
1・2 歳 児	1,500 円	1,000 円
3・4・5 歳 児	1,200 円	700 円

26 その他

(1) 保育所保育要録の小学校への送付について

年長児については、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）第4章1(3)エ(イ)に基づき、就学に際し、小学校での生活や学びへ円滑につなげていけるよう、保育所保育要録を小学校へ送付します。保育所保育要録には、お子さんの成長過程を振り返り、その姿や発達の状況を記載します。

また、小学校と連携を図り、相互の見学や情報交換等を実施しています。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

保育園名：明照保育園

説明者職名：園長 津村 侑弥